

建築局委託に関する設計コンペ実施取扱要綱

制 定 令和4年3月23日建営第2248号

(趣旨)

第1条 建築局の発注する委託について、設計コンペ方式により受託候補者を特定しようとする場合の事務取扱については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）及び横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成7年12月横浜市規則第136号）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、設計コンペ方式とは、一定の条件を満たす提案者を公募し、設計案の提出を受け、原則として提出された設計案をもとにヒアリングを実施した上で、当該提案内容の最も優れた設計案を選び、その提案者等を受託候補者として特定する方式をいう。

(対象)

第3条 横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）の規定により契約の締結に関する事務を委任された者（以下「契約事務受任者」という。）は、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務のうち、設計コンペ方式によることが適当であると認められる場合は、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（平成8年4月1日制定。以下「入札取扱要綱」という。）に定める競争入札又は横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（平成17年4月1日制定。以下「プロポーザル実施取扱要綱」という。）に定めるプロポーザル方式によらず、設計コンペ方式により受託候補者の特定を行うことができる。

(業者選定委員会の役割)

第4条 契約事務受任者は、設計コンペ方式により受託候補者を特定しようとする場合は、あらかじめ当該委託が前条の規定に該当するか否かを、建築局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審議するものとする。

2 選定委員会は、受託候補者を設計コンペ方式により特定することとした業務について、次に掲げる事項を審議しなければならない。

- (1) 評価委員の選定
- (2) 実施要項の作成
- (3) 評価の着眼点、ヒアリングの方法、その他受託候補者の特定に必要な事項の設定
- (4) 提案資格の決定
- (5) 受託候補者の特定に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(評価委員)

第5条 選定委員会は、設計コンペ方式により受託候補者を特定することに決定した業務について、原則として、学識経験者等の本市職員以外の者及び本市職員から合計5名以上を評価委員に選出するものとする。この場合において、評価委員の1名以上を選定委員会の委員の中から選出するものとする。

- 2 評価委員は、前条第2項第2号及び第3号の規定により設定した受託候補者の特定に必要な事項に基づき、提案を評価するものとする。
- 3 選定委員会は、会議を開催して評価委員から意見を聴取するものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要な場合に個別に意見を聴くことを妨げない。
- 4 評価委員及び会議について必要な事項は、選定委員会が定める。

(提案資格)

第6条 契約事務受任者は、設計コンペ方式により受託候補者を特定しようとする場合は、発注する契約ごとに次の各号に定める事項を、当該委託に係る提案資格として定めるものとする。ただし、契約事務受任者が特に認める場合においては、この限りではない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加意向申出の期限から受託候補者の特定の日までの期間中に、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (3) その他契約事務受任者が必要と認める事項

(実施の公表)

第7条 契約事務受任者は、設計コンペ方式により受託候補者を特定しようとする場合は、当該契約ごとに、次に掲げる事項を、ホームページ及びその他の方法により公表するものとする。

- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案資格
- (3) 評価の着眼点
- (4) 担当部課
- (5) 参加意向申出の期間、場所及び方法
- (6) 設計案提出の期限、場所及び方法
- (7) ヒアリング対象者数、ヒアリング予定日、その他ヒアリングに係る事項
- (8) 要請手続きにおいて使用する言語及び通貨
- (9) 契約書作成の要否
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
- (11) その他契約事務受任者が必要と認める事項

(参加表明手続)

第8条 設計コンペ方式において設計案の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、契約事務受任者が指定する方法で参加意向の申出をしなければならない。

(参加意向申出者の提案資格の確認等)

第9条 契約事務受任者は、前条の規定に基づき参加意向申出をした者（以下「意向申出者」という。）について、第6条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を満たすものであるかを確認するものとする。

2 契約事務受任者は、意向申出者のうち提案資格を満たすことが確認できなかった者については、当該契約の提案者としてはならない。

(提案資格確認結果の通知)

第10条 契約事務受任者は、意向申出者に対し、公表時等において指定する日までに、提案資格の確認の結果を通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった意向申出者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、契約事務受任者に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(設計案の提出)

第11条 前条により、提案者として提案資格が認められた者は、公表時等において指定する方法により設計案を提出することができる。

(評価委員による評価)

第12条 評価委員は、設計案及びヒアリングにおける提案者の提案の内容により、評価の着眼点に基づき、独立して提案の評価を行う。

2 選定委員会事務局は、各評価委員からの評価の意見を取りまとめ、選定委員会に対し、設計案、提案者の名称、順位、評価の経緯、評価の内容その他選定委員会が必要とする書類を報告しなければならない。

3 前項の選定委員会事務局は、建築局営繕企画課に置くものとする。

(評価委員からの意見聴取を踏まえた選定委員会による審査)

第13条 選定委員会は、選定委員会事務局より評価委員からの意見聴取結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の評価が適切に行われたこと。
- (2) 選定委員会事務局による評価委員の意見の取りまとめ等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) ヒアリング対象者への通知に関する事項
- (5) その他必要な事項

2 選定委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員からの意見聴取結果を踏まえ、受託候補者と次点者を、それぞれ1者、特定する。

- 3 前項に加え、別途実施要項で定めた賞を与える場合には、選定委員会にて受賞者を特定する。
- 4 選定委員会は、第1項の規定に基づく審査により、評価の過程、集計結果等に疑義があると認められた場合は、評価委員又は選定委員会事務局に対し是正のための必要な措置を求め、または新たに評価委員の選定をし直すことができる。
- 5 選定委員会は、第1項の規定に基づく審査により、評価委員からの意見聴取結果においても、当該委託の内容に適合した履行を確保できない恐れがあると認められる場合、受託候補者の特定を行わないことができる。

(特定の通知)

第14条 契約事務受任者は、受託候補者及び次点者に結果を通知するものとする。

- 2 契約事務受任者は、受託候補者に対して当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。

(提案資格の喪失等)

第15条 当該委託について提案資格を有することについて契約事務受任者の確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された設計案は無効とする。

- (1) 第6条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 参加意向申出又は提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

- 2 前項の場合において、契約事務受任者は、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

(特定結果の公表)

第16条 受託候補者の特定結果等については、ホームページに公表するものとする。

(委任)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、建築局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月23日から施行する。